

初任給特別措置額を組み入れて

基準内賃金の底上げで ボーナスを支給させよう!

会社は2023年4月1日から新卒者のみなさんには、基本給+初任給特別措置額（1年目8,000円・2年目6,000円・3年目4,000円・4年目2,000円）を支給しています。支給対象者は2020年度の新卒者からです。初任給特別措置額は基準内賃金ではないのでボーナスの支給計算には反映されていません。

都市手当、技能手当、扶養手当等の支給がない 新入社員のみなさんのボーナスの引上げを!

組合の要求である「基準内賃金×3ヶ月」では、今年の新入社員は24,000円、2年目は18,000円、3年目は12,000円、4年目は6,000円の上乗せとなります。

【2024年4月1日 新入社員の3ヶ月ボーナス支給額】※()は基準額

卒業別	初任給のみ	初任給+初任給特別措置
大学院	627,600円 (209,200円)	651,600円 (217,200円)
大学	606,600円 (202,200円)	630,600円 (210,200円)
専門短大	585,900円 (195,300円)	609,900円 (203,300円)
高校	525,300円 (175,100円)	549,300円 (183,100円)

国労は 割増賃金とボーナスの底上げに

初任給特別措置額の 基準内賃金組み入れ を求める!